

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		決算報告書の承認(個人施行者又は組合に係るものに限る。)
根拠法令及び条項		土地区画整理法第49条
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	土地区画整理法第47条及び同法施行規則第18条
	基準 (未設定の場合はその理由)	土地区画整理法第49条の規定による。 (決算報告) 第49条 清算人は、清算事務が終つた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	15日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)